

平成31年度 尾道市立御調中央小学校 生徒指導規程

生徒指導部

第1章 総則

第1条 (目的)

この規定は、生徒指導の3機能を通して本校の教育目標を達成するためのものである。すなわち、児童が自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から児童並びに教職員に必要な事項を定めるものである。

※「生徒指導の3機能」とは、

- 自己決定の場を与える
- 自己の存在感を与える
- 共感的人間関係を育成する

第2条 (本年度の教育目標)

「心豊かに、たくましく共に学び伸びる『けやきっ子』の育成」
笑顔・元気・挑戦 ～ 一生懸命がかっこいい

第3条 (めざす児童像)

「け」 けんこうな子・・・・・・・・自分の心や体をきたえると共に安全を意識して生活する子
「や」 やりぬく子・・・・・・・・進んで取り組み最後まで責任をもってやりとげる子
「き」 きょうりよくする子・・・・思いやりや感謝の心をもち、協力してよりよい生活ができる子

第2章 学校生活に関すること

第4条 (服装について)

- 1 服装については、男女とも学校指定の制服や体操服を着用する。
【夏用の制服・体操服】・・・6月から9月まで
【冬用の制服・体操服】・・・10月から5月まで
- 2 制帽を着用する。
- 3 名札は、左胸につける。(名札にアクセサリなどつけない。)
- 4 学校指定のポロシャツ・ブラウスを着用し、ズボン・スカートの中に入れる。
- 5 靴下・靴(運動靴)は白色に限る。
- 6 体調に合わせて長ズボンを着用してもよい。
- 7 手袋・マフラー・ジャンパー等は、着用してもよいが、登校後はランドセルやロッカーの中に入れる。(ネックウォーマーも可)

第5条 (頭髪について)・・・御調中学校の生徒指導規定に合わせています

【男子】

- ・前髪は目にかからない。
- ・側面は耳にかからない。
- ・後ろ髪は襟につかない。

【女子】

- ・前髪は目にかからない。
- ・髪をとめるピンやゴムは黒か茶色の物。
- ・髪が肩を越えたら、結ぶか編む

【注意事項 男女共】・髪の毛を染めることやパーマは禁止。

第6条（登下校について）

- 1 決められた通学路を通り、または、通学バスに乗って通学する。
- 2 8時15分には席について連絡帳タイムを開始する。
- 3 遅刻・欠席する場合は、8時15分までに保護者が学校へ連絡する。
(尾道市立御調中央小学校 0848-77-0491)
- 4 服装は学校で定めたものを着用する。
- 5 登下校の時は、地域の方々やバスの運転手さん、先生、友達に挨拶をする。
- 6 バス通学の児童は、バスに乗ったら直ぐにシートベルトをする。また、バスの運転士の指示に従う。
- 7 バス、徒歩の方法により、自分の力で登下校し、送迎は特別な事情がある場合に限る。

第7条（校内での生活について）・・・子供の安全確保と事故防止を最優先とする

- 1 学校に来たら、勝手に校外に出ない。(忘れ物があっても取りに帰らない。)
- 2 ベランダには出ない。
- 3 廊下や階段は右側を静かに歩く。雨の日の廊下はすべりやすいので、特に気をつける。
- 4 自分の持ち物には必ず名前を書く。(落とし物が多い。)
- 5 校長室、職員室、保健室に入るときは、ドアをノックして「学年・名前・要件等」を伝え、許可を得てから入る。
- 6 校内で来訪者に会ったときには、挨拶をする。
- 7 先生や友達に対しては、正しく、丁寧な言葉遣いをする。
- 8 常にチャイムを守り、静かに素早く行動する。
- 9 授業始めのチャイムには着席し、始まるまでに授業の準備をする。
- 10 校内放送や昼の放送が始まったら、立ち止まって静かにして聞き、指示等に従う。
- 11 児童朝会、その他の集会は、無言で早く集合する。
- 12 進んで校内の美化に努める。
- 13 上履きと下履きの区別をはっきりして、児童玄関や校舎を汚さない。
- 14 分担区域の掃除は責任を持ってみんなと協力して、時間いっぱい無言掃除に努める。
- 15 校舎や備品、みんなが使うものは大切に取り扱い、ボールや一輪車等は使った者が責任を持って、片付けを行う。
- 16 掲示物や展示物には、触らない。
- 17 校庭の樹木や花壇の草花、ビオトープなどを大切に作る。
- 18 万一、校舎、器具等を破損したときは、直ちに担任の先生に届ける。
(特に、故意や不注意によって破損した時は、弁償の責任を負うこともある)
- 19 ストープ、ガス等、火気は先生の指導のもとで使用する。無断使用は絶対にしない。
- 20 黒板、壁、建物、机、トイレ等に落書きをしない。

第8条（学習について）

◎キャラクターものや華美なものは持ってきません。

- 1 筆記用具として、筆箱には、常に鉛筆4本（シャープペン禁止）、赤色鉛筆（高学年はカラーボールペンも可能）、消しゴム、ものさしか定期（折り畳み式ではないもの）を入れておく。
- 2 登校後、ランドセルの中から学習用具を出し、整頓して机の中に入れる。ランドセルはきちんとロッカーに入れる。
- 3 連絡帳や宿題などの提出物を忘れずに出す。集金などで持ってきた時のお金は、必ず担任に手渡

しする。

担任はその場で確認を行い、速やかに職員室に持って降り、金庫に入れる。

担任がいない場合は職員室の先生に預ける。

- 4 体操服・給食着・水筒・歯ブラシ・コップなどは決められた場所に置く。
- 5 学用品を借りるときは、教師に許可をもらってから借りる。
- 6 机の横には何もかけない。(但し、マスク入れは可)

第9条 (特別教室の使い方について)

- 1 教室・特別教室・体育館などに勝手に入ったり遊んだりしない。
- 2 特別教室や体育館などに移動するときは、並んで静かに右側を歩く。
- 3 体育館で体育を行う時には、体育館シューズを使用する。
- 4 パソコン室は児童だけで使わない。

第10条 (不要物)

- 1 学習に必要なもの以外は、学校に持って来ない。
(おもちゃになるような学用品・カード・アクセサリ・ミサンガ・カイロなど)
- 2 携帯電話等の通信機器の校内への持ち込みは禁止する。
- 3 不必要な金銭は、学校に持って来ない。
- 4 不要物の持ち込みは、児童に指導した上で、原則、保護者に返却する。

第11条 (掃除について)

- 1 「時間いっぱい、黙って、すみずみまで」掃除をする。もう終わったからと遊ばず、掃除するところを見つけて最後まで掃除をする。
- 2 高学年が低学年を指導する。また、担当の教職員も児童と一緒に掃除をする。

第12条 (休憩時間などについて)

- 1 Enjoy ウィークの時は、外で遊びを行ったり「ギネスにチャレンジ」に参加したりする。
- 2 雨の日は、校舎の中で静かに過ごし、けがや事故がないようにする。
- 3 休憩時間に体育館を使う場合は、先生が必ず引率と同席をする。自由遊びのためには使わない。
(遊びの指導や集団遊びのように一定の目的をもって使用する。)
- 4 体育館のステージの上に上がらない。(ステージ両サイドのドアから中に入らない。)
- 5 鉄棒・登り棒・ブランコ・ジャングルジムなどの遊具は、危険な遊び方をせず、安全に気を付け、また仲良くゆずり合って遊ぶ。
- 6 みんなで使う一輪車やバットなどは、大切に扱い、責任を持って元の場所に返す。
- 7 犬走り(コンクリート)・渡り廊下などは土足で歩いたり走ったりしない。また、学校園や学級園には入らない。
- 8 危ない遊びはしない。
- 9 ボールが屋根の上にあがるなど、困ったことが起こったときは、すぐに先生に知らせる。

第13条 その他

- 1 置き傘は教室の所定の収納場所に保管する。児童用玄関の傘はその日に持ち帰る。
- 2 上靴は週1回、体育館シューズは時々家に持ち帰り、洗う。
- 3 北・東門は、児童の登校後に締め、下校時刻の16時30分には施錠をする。
- 4 下校時刻は、16時30分。児童を残す場合は、あらかじめ家庭に連絡する。

第3章 校外での生活に関すること

第14条

- 1 目的のない外出や、用のない店への出入りはしない。
- 2 児童同士で、おごったりおごられたりしない。
- 3 ゲームやカード等の交換譲渡は、禁止する。
- 4 外出する時は、行き先・帰宅予定時刻を保護者に連絡して出かける。町外へ出かけるときは保護者同伴とする。
- 5 自転車に乗って出かけることができるのは3年生以上の児童とする。そのときは、次のことは絶対にやめ、事故防止に努める。
 - ・ノーヘル、二人乗り、手放し運転、並進、一旦停止無視、信号無視等
- 6 危険な遊び（火気使用など）をしない。
- 7 釣り、水泳については水難事故から身を守るために、必ず保護者同伴とする。また、池や川、交通量の多い道路のそばなどの危険な場所では遊ばない。
- 8 携帯電話、メール、インターネット等の利用は、マナーとルールを守り、トラブルを起こしたり、被害にあったりしないように十分に注意する。
- 9 法に触れる行為（窃盗・万引き、喫煙等）は絶対にしない。
- 10 外でジュースを飲んだりお菓子を食べたりしない。

第15条

- 1 携帯電話・スマートフォン・タブレット・ゲーム機器（通信のできるものを含む）等は、保護者の管理下で利用する。なお、利用上のトラブルは保護者の責任で処理するものとする。

第4章 特別な指導に関すること

第16条

次の問題行動を起こした児童で、教育上必要と認められる場合は、特別な指導を行う。

- 1 法規・法令に違反する行為
 - ・窃盗 ・万引き ・喫煙・飲酒 ・性に関するもの ・暴力行為 ・器物破損 ・薬物使用等
- 2 本校の規則等に違反する行為
 - ・いじめ ・指導無視、暴言 ・授業妨害
 - ・その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

第17条

- 1 特別な指導とは、別室で反省文指導、面接指導、教科指導等を行うことである。指導期間中は、随時指示をする。
- 2 特別な指導の実施の有無、その期間については、学校経営会議等で事案ごとに協議・確認する。特別な指導は、実社会において自らの行為に責任をとることが求められることを教える目的を持っている。
- 3 暴力行為や器物破損等の刑事的な事案に対しては、教育的配慮を持ちながら関係機関（警察等）と連携して指導にあたる。

（附則）この生徒指導規定は、平成31年4月1日から施行する。